

四国カートカップ 特別規則書



主催：カートランド四国

四国カートカップ

特別規則書

公示

本シリーズは、F I A国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則ならびにそれに準拠した2016年J A F国内カート競技規則集とその付則、ならびに2016年S Lカートミーティング規則書ならびに2016年四国カートカップ特別規則書と本規則書付則に従って開催されます。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

2016 四国カートカップ

第2条 競技種目

第1種競技車両よるスプリントレース

第3条 クラス区分

- 1) キッズ
- 2) カデット
- 3) チャレンジ
- 4) オープン
- 5) K T
- 6) N 3 5

第4条 開催場所・オーガナイザー

- 1) 開催場所：カートランド四国
- 2) オーガナイザー：カートランド四国(有)
〒761-2204 香川県綾歌郡綾川町山田下6 4 3
TEL087-878-2952 FAX087-878-2989

第5条 開催日程

第1戦	1月24日
第2戦	3月13日
第3戦	4月24日
第4戦	5月26日
第5戦	8月7日
第6戦	10月16日
第7戦	11月13日

第6条 大会競技役員

大会競技役員は各大会特別規則書付則にて記します。

第2章 競技会参加に関する事項

第7条 参加資格

- 1) ドライバー：必要なライセンス区分及び年齢制限は下記の通りとします。
- 2) ピットクルー：ドライバー1名につき2名までとします。
- 3) 満20歳未満のドライバーおよびピットクルーは親権者の承諾書が必要となります。
- 4) S L O (一般社団法人カートスポーツ機構) が推奨する「S L スポーツ安全保険」の加入を推奨します。

クラス	年齢(当該年度)	ライセンス
キッズ	4歳以上	K L Sコースライセンス or J A S A
カデット	小学2年生以上	K L Sコースライセンス or S Lカデット or S L-B
チャレンジ	45歳以上 または レース未経験者 または レース経験が少ない者	K L Sコースライセンス以上
オープン	18歳以上	K L Sコースライセンス以上
K T	小学6年生以上	K L Sコースライセンス or S L-B
N 3 5	中学生以上 身長140cm以上	レンタルカート経験者

満年齢に達していないドライバーでも(ただし、レース実績等を考慮し、参加者が所属するクラブからの推薦があり、主催者が認めた場合、希望するクラスに出場できる場合もあります。

初心者ドライバーで、あまりにも技術レベルが未熟な者及び公序良俗を乱す者に対しては、参加を認めない場合があります。
主催者が認めたドライバーは賞典外で参加できます。

第8条 参加申込受付期間

- 1) エントリーの参加受付期間は各大会開催日1ヶ月前より大会5日前までとし、所定の用紙に記入し、参加料を添えて郵送もしくは持参。チーム又クラブ単位によるFAXエントリーも受け付けます。
- 2) 申し込みに必要なもの
参加申込書
誓約書(必ず署名捺印のこと)
参加料
- 3) 参加料・ピット登録料(消費税含む)

キッズ	¥7,000(ピット1名込み)
カデット	¥7,000(ピット1名込み)
チャレンジ	¥8,000(ピット1名込み)
オープン	¥8,000(ピット1名込み)
KT	¥11,000(ピット1名込み)
N35	¥11,000(ピット1名込み)
- 4) ピットクルー追加登録料1名分 ¥1,000

第9条 参加受理と参加拒否

- 1) 大会事務局は理由を示すこと無く参加受理または参加拒否することができ、かつその行為を以て最終決定とします。
- 2) 参加拒否された申込者に対しては参加料が返還されます。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されません。

第3章 競技に関する事項

第10条 参加車両

競技に使用するシャーシ、エンジン、タイヤ等はすべて本車両規定ならび2016年JAF国内カート競技車両規定(2016年JAF国内カート競技車両規定集内)に準拠しているものとしたします。

第11条 自動計測装置

- 1) 参加者は車両検査までにオーガナイザーから貸し出された自動計測装置を取り付けなければならないこととします。
万が一破損、紛失した場合は、理由の如何にかかわらず損害の補償責任を負うものとします。高価な計測装置につきご理解賜りますようお願い致します。
- 2) 自動計測装置の配布は受付時に行い、返却については競技終了後すみやかに返却してください。

第12条 公式車両検査

- 1) 「カート競技会参加に関する規定」第12条に基づき、車両検査が行われます。この際規則に不適合な部分がありながらも、技術委員に発見されなかった場合であっても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合があります。
- 2) 車両検査の日時及び場所は、公式通知にて告知します。
- 3) ドライバーは、車両検査に立ち会わなければならないものとします。
- 4) ドライバーの服装に関しては「カート競技会参加に関する規定」第11条を適用します。また車両検査時においては、技術委員の点検を受けるものとします。レーシングスーツは皮製またはCIK-FIA公認またはJAF公認のものとしたします。
- 5) 各ヒート終了時には「JAF国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わってなければなりません。
- 6) 「カート競技会運営に関する規定」第31条に基づき、レース後車検場で計量を行います。

第13条 プリーフィング

参加者はプリーフィングに出席しなければなりません。プリーフィングに出席しない場合はペナルティの対象となります。

第14条 レース方法

- 1) キッズ、カデット、チャレンジ、オープン
レースはタイムトライアル、予選1、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定します。
- 2) KT
レースはタイムトライアル、予選2、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定します。
- 3) N35
レースはタイムトライアル、予選2、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定します。最大グリッドは12台としますが、変更になる場合があります。
レース方法は以下の通りとします。
車両抽選および車両固定
N35クラスの車両は、受付時の抽選にて決定いたします。タイムトライアル、予選、決勝すべての走行において車両を固定いたします。
リタイヤ
各ヒート走行中に車両トラブルや操作ミスによる車両の破損があった場合には、その時点でリタイヤ扱いとなりますが、スペアカートに乗り換える場合があります。
ドライバー重量
ドライバーの体重（装備込）により下記バラストを車両に搭載こととします。ウエイトは主催者から貸与とし、取付は抽選後、各自取り付けるようご協力をお願いします。
5.2kg未満・・・・・・・・・・15kg + 燃料満タン
5.2kg以上5.8kg未満・・・・・・・・15kg
5.8kg以上6.4kg未満・・・・・・・・10kg
6.4kg以上7.0kg未満・・・・・・・・5kg
女性・・・・・・・・・・5kg

第15条 公式練習

「カート競技会運営に関する規定」第23条および第24条に基づき公式練習を行います。すべてのドライバーは公式練習に参加しなければなりません。
また、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められます。

第16条 タイムトライアル

- 1) すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければなりません。タイムトライアルに参加できないドライバーはその旨を届け出ることとします。
- 2) タイムトライアル参加台数が20台を超える場合は、ゼッケンの奇数、偶数でグループ分けをします。出走順は奇数、偶数の代表者の抽選により決定いたします。
- 3) ドライバーは、タイムトライアルとして設定された時間内であれば任意に出走し、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができます。但し、ピットに戻った場合は再トライすることはできません。
- 4) タイムトライアル中の計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対してすべてのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用します。
- 5) 上記4)で記録したベストラップが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用します。更に同タイムとなった場合もこれに準ずるものとします（サードラップ以降のタイム）。
- 6) その他の方法で行う場合は公式通知に示します。

第17条 予選ヒート

予選ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルで各ドライバーが記録した最速タイムの順番とします。

第18条 決勝ヒート

- 1) 予選を通過した選手はすべて決勝に出場できます。
- 2) グリッドポジションは、予選でのポイント（ペナルティポイントは減算）の多い順とし、同ポイントの場合はタイムトライアルの成績によるものとします。

第19条 スタートの方法

- 1) カデット、チャレンジ、KT、N35
スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条2. に基づくローリングスタートとし次の事項が適用されます。
スタートの合図は旗の信号によって行われます。
スタートが合図される前にローリングを行います。この際ドライバーは、2列の隊列で低速走行し、ドライバーはオーガナイザーが定める区間で追い越し及び割り込みは禁止とします。
スタートライン25m手前に引かれた黄色のラインを越えるまでは加速してはならず、ローリング隊列のペースを乱す者があった場合は、最後尾に繰り下げられる場合があります。
スタートラインを越えるまでは、誘導白線から車両が越えてはならず、追い抜き

行為も禁止とします。(但し、25mライン通過後、前方の車両が失速・前々車との間隔が1台以上開く場合、前車との衝突を避ける行為は除きます。)

ローリングに遅れた者が、列の前に出て待つような行為をしてはいけません。

ローリングに大きく遅れた者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければいけません。

ローリング中にコースをショートカットすることは禁止とします。

2) キッズ、オープン

スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条3.に基づくスタンディングとし次の事項が適用されます。

スタートの合図は信号燈もしくは旗の信号によって行われます。

1周のフォーメーションラップの後、グリッドにつき次第、信号燈もしくは旗でスタートとします。

第20条 その他競技に関する一般事項

1) 旗の信号については「カート競技会運営に関する規則」第13条に従うものとします。

2) コースアウトに対するペナルティは競技長の判断によるものとします。

3) 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティが課されます。更にその行為が、2回以上に及ぶときは失格とします。

4) ドライバー・サインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが課せられることがあります。

コース上で停止した場合のサインは、両手をもしくは片手を頭上に高く上げる。

ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。

黄色の山型を付した緑色旗(ミススタート)が示された場合は各自、片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとします。

スローダウンするドライバーは、片手を高く上げること。

公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップを含む)

スピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとします。

公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップを含む)

リタイヤしたドライバーは、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示により、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはいけません。

レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティの対象となります。

工具を用いた修理等は、指定されたエリア(ピットおよびパドック)を除き、一切禁止とします。

レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で

同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。完走者となるためには、

チェッカーにかかわらず、規定周回数の1/2以上を完了しなければなりません。

レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定されます。

・チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けた者)。

・チェッカーを受けない完走者(規定周回数の1/2以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)。

・不完走者(チェッカーにかかわらず、規定周回数の1/2以上を走行していない者)。

・同周回数の場合は、その周回を先に完了(コントロールライン通過)した者を優先します。

・計時は着順によるものとし、計時を行わない場合があります。

第21条 レースの終了

1) レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。完走者となるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していなければならない。

2) レース終了後のダブルチェッカーにはペナルティーが課せられます。

第4章 ピットに関する事項

第22条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となります。

第23条 ピットクルー

「カート競技会参加に関する規則」第3章第18条に基づき、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属しますが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとします。ピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがあります。

第24条 ピット内およびパドック内

- 1) ピットにおける火気の使用を禁止します。燃料の容器は、20リットル以内の金属製の携行缶でなければなりません。
- 2) パドック内での走行はすべて禁止とします。
- 3) パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、厳禁とします。
これに違反したピットクルーは本大会から除外されます。
- 4) レース中の燃料補給は禁止とします。
- 5) パドック内でのエンジン始動は厳禁とします。但し、指定された場所ではこの限りではありません。

第25条 車両保管

レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとします。

- 1) 全車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートは、エントラントが速やかに引き取らなければなりません。
- 2) 保管時間は20分以上、所定の場所で行われます。
- 3) 技術委員はスタートしたすべての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとします。技術委員が検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任をもって車両の分解及び組立を行わなければならない。ただし、関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできません。
- 4) 技術委員が行う本条項の検査に応じない場合は失格となります。

第5章 ペナルティーに関する事項

第26条 ペナルティー

- 1) ペナルティーは次の6種があります。
 - 警告
 - 罰金
 - タイムペナルティー
 - ポイントペナルティー
 - ラップペナルティー
 - 失格
- 2) 警告は、その必要ありと認められた軽違反に対して発せられます。
- 3) 罰金は、成績に対するペナルティーまで至らない程度の違反に適用されます。
- 4) タイムペナルティーは、音量測定結果によりタイムトライアルに適用されます。
- 5) ラップペナルティーは、失格にならない程度の違反に適用されます。
- 6) ポイントペナルティーは、程度の違反に対し、予選ヒート及び決勝レースに与えられます。
- 7) 失格は下記の反則違反に課せられます。
 - 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - 故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した際。
 - 与えられたフラッグサインの無視。
- 8) レース中の反則行為は、ドライバーを停止させる事なくペナルティーを課す場合があります。
- 9) 状況に応じてペナルティを軽減したり、強化したりすることができる。

第6章 抗議に関する事項

第27条 抗議

本大会における抗議は、一切受け付けません。

第7章 章典およびシリーズに関する事項

第28条 賞典と副賞

- 1) 決勝ヒートの順位により決定します。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われます。
- 3) 各大会における賞典対象者は下記の通りとします。

台数3台～5台	1位まで	台数6台～8台	2位まで
台数9台～12台	3位まで	台数13台～17台	4位まで
台数18台～22台	5位まで	台数23台～27台	6位まで
28台以上	7位まで		

第29条 シリーズポイント

本競技会のドライバーに与えられる得点(シリーズポイント)は下表を適用します。

- 1) シリーズ全7戦の内、上位5戦の獲得ポイントが合計され、ポイントの多い順に上位とします。
- 2) 同ポイントの場合は上位入賞回数の多いドライバーが上位となります。
- 3) 上記2)で決定できない場合は最終戦の順位で決定します。
- 4) 上位3)で決定できない場合はポイント取得の早い順に決定します。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20P	15P	12P	10P	8P	6P	4P	3P	2P	1P

- 5) 各クラス最終戦は以下の表のとおり決勝成績ポイントを1.5倍とします。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
30P	22.5P	18P	15P	12P	9P	6P	4.5P	3P	1.5P

第30条 シリーズ表彰および賞典

各クラスを対象にシリーズ80%以上レースが成立した場合、シリーズ上位5名を表彰対象者とします。

キッズ・カデット				
1位	2位	3位	4位	5位
賞金:1万8千円	賞金:8千円	賞金:3千円		
トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー

チャレンジ・オープン				
1位	2位	3位	4位	5位
賞金:2万円	賞金:1万円	賞金:5千円		
トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー

KT・N35				
1位	2位	3位	4位	5位
賞金:3万円	賞金:2万円	賞金:1万円	走行券8千円	走行券4千円
トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー	トロフィー

第8章 広告に関する事項

第31条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められません。その他の広告についてオーガナイザーは下記のものに対して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできません。

- 1) 公序良俗に反するもの。
- 2) 政治・宗教に関連したもの。

第9章 その他一般事項

第32条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとします。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了解しなければならない。

第33条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは、下記の権限を有するものとします。

- 1) 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができます。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付することができます。
- 3) やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができます。
- 4) すべての参加者、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、デジタル映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができます。
- 5) チーム代表者、ドライバーおよびピット要因はスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします。

第34条 大会の延期及び中止

オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができます。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還されます。ただし、保険料は返還されません。さらにエントラントおよびドライバーは、これらによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権限を保有していません。なお、オーガナイザーは内容を変更する権限も併せて保有するものとします。これに対する抗議は認められません。

第35条 公式通知に関する規定

本規則に記載されていない競技運営に関する細目や参加者に対する指示事項は、特別規則書および公式通知によって示されます。なお公示は次の方法によります。

- 1) 大会事務局に掲示します。
- 2) パドックの掲示板に掲示します。
- 3) ドライバーズミーティングで指示します。
- 4) 緊急の場合は場内放送で伝達されます。

第36条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー及びピットクルーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければなりません。

第10章 エンジンおよびカートに関する事項

第37条 シャーシ、エンジン、及びタイヤの登録
競技に使用するシャーシ、エンジン、およびタイヤは、車両申告書に登録済のもののみと
し、登録使用台数/エンジン：2基/タイヤ：ドライ、ウェット 各1set

第38条 カート
「JAF」の規格に準じた第1種競技車両であること、かつ
1) ... 2) ... 3) ... 4) ... 5) ... 6) ...

第39条 エンジン
エンジンには、下記の項目を満たすこと。
1) ... 2) ... 3) ...

第40条 タイヤ
タイヤの登録は、以下の条件を満たすこととする。
1) ... 2) ... 3) ...

第41条 発信機
1) ... 2) ...

第11章 クラス別競技車両規定

第42条 キッズ
1) エコエンジン（富士ロビン ECO4ER、スバル ECO4EA、YEC04）を使用する
2) ... 3) ... 4) ... 5) ... 6) ... 7) ... 8) ... 9) ... 10) ... 11) ... 12) ... 13) ... 14) ... 15) ...

